

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置許可申請

○ 救急病院の認定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

○ 公衆浴場入浴料金の統制額の指定

○ 港湾法第三十九条第一項の規定に基づく臨港地区内の分区の指定の変更

○ 土地改良区役員及び就任届

○ 土地改良区役員の退任届

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

環境管理課

医療推進課

健康推進課

〃

〃

〃

生活衛生課

港湾課

〃

耕地課

〃

治山課

〃

〃

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

○ 落札者等の決定

〃

〃

○ 岡山県企業局財務規程の一部を改正する規程

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

警察本部会計課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

総務企画課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

◎岡山県告示第四百八十号

国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第五十二号）附則第四条、物価統制令施行令（昭和二十七年政令第三百十九号）附則第四項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和四年十二月一日から適用する。

なお、令和元年岡山県告示第四百四号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定）は、令和四年十一月三十日限り、廃止する。

令和四年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 公衆浴場入浴料金の統制額

区分	大人（十二歳以上の者）	中人（六歳以上十二歳未満の者）	小人（六歳未満の者）
金額	四五〇円	二〇〇円	一〇〇円

二 公衆浴場法施行条例（昭和三十二年岡山県条例第八十号）第二条第二号に規定するその他の公衆浴場については、一の統制額は、適用しない。